

信濃川等・川の話題

J J I S X A / 池

信濃川は、新潟県及び長野県を流れる一級河川で、信濃川水系の本流で、新潟市で日本海に注ぐ、このうち信濃川と呼ばれているのは新潟県域のみで、長野県に遡ると千曲川と呼称が変わる。

信濃の国と言えば、長野県だ、長野県を流れる「千曲川」が新潟県域に入ると「信濃川」に名称が変わるのは何故だろう一寸謎だ。

ともあれ、全長367キロメートルの内、信濃川と呼ばれている部分が153キロメートルなのに対し、千曲川と呼ばれている部分は214キロメートルと千曲川の方が長い。

ただし、河川法上では千曲川を含めた信濃川水系の本流を信濃川と規定しているため、信濃川は日本で一番長い川となっている。

流域面積11,900平方キロメートルは日本第3位、新潟、長野両県内でほとんどを占めるが、一次支川の「中津川」の源流部が群馬県の野反湖付近にあり、水系流域としては群馬を含む3県に及ぶようだ。

水源地標は、甲武信ヶ岳の山中に建っている、「甲武信ヶ岳」は、名前の通り甲州（山梨県）・武州（埼玉県）・信州（長野県）の3県の境に位置し、秩父多摩国立公園に指定されている。

湧き出る水は、千曲川から信濃川となって日本海に流れ込み、また、反対側に流れ出る水は荒川・富士川となって太平洋に流れ込みます。



甲武信ヶ岳と千曲川・信濃川水源地標

千曲川（信濃川）は古くは万葉の頃から多くの詩歌に歌われ、近代になっても流域の佐久市・小諸市周辺を島崎藤村が「千曲川旅情のうた」、「小諸なる古城のほとり」との歌にしているし、高野辰之が、長野市周辺から新潟県境付近の豊田村（現：中野市）周辺を「朧月夜」、「故郷」という歌にしている。

「荒川」についてです、荒川は、埼玉県、山梨県、長野県の三県が境を接する甲武信ヶ岳に源を発し、秩父山地の水を集めながら秩父盆地まで東に流れる。

秩父盆地から長瀨溪谷まで北に、その後、東に流れて大里郡寄居町で関東平野に出る、熊谷市で南南東に向きを変え、川越市で入間川を併せ、戸田市から再び東流、埼玉・東京の都県境を流れ、北区の新岩淵水門で隅田川を分ける、その後足立区で向きを変えて再び南流し、江東区と江戸川区の区境で東京湾に注ぐということだが、この川の源流点は、2つの説がある、一つは、上記の様に甲武信ヶ岳の埼玉県側の山腹、標高2,475 mの所にある「真の沢」が源流点という説、もう一つは、秩父湖の少し上流の滝川と入川の合流地点であり、荒川源流の石碑は入川がそれぞれの沢に分かれる地点にある。



更にややこしいのが、荒川には最初の一滴である源流点の他に、管理起点が存在します、荒川の幹線流路延長は173kmとされていますが、その上流端にあたる地点、入川と赤沢が交わる場所が荒川起点となっています。

日本一長い信濃川のことを書きましたが、日本一短い川の事です、日本一短い川は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町を流れる「ぶつぶつ川」だ、全長13.5m、全く川に見えない謎の河川と言われる。

2008年に二級河川に指定されたことにより、日本一短い川となった(それまでは、東町塩野川…後述)、粉白川(このしろがわと)合流し、玉ノ浦に注がれている。

水源は湧き水で、川底から水が気泡を伴って「沸々」と湧き出る様子から、この名前が付いたとされる。

東町塩野川は全長15m、山形県最上郡真室川町を流れる準用河川で、「ぶつぶつ川」が二級河川に指定されるまでは、日本最短だった。



これが、全長13.5mの「ぶつぶつ川」

河川と水系の違いについて、「水系」とは、同じ流域内にある河川（本川・支川・派川）及び関連する湖沼の総称のことで、普通は本川と同じ名前で「信濃川水系」「利根川水系」などと名付けられている、川の長さと言え、水系の中で最も長い一本の水の流れの長さのことを指す。

水系は3種に区分される、「一級水系」は水系の中でも、国土の保安上や国民の経済上、特に重要な水系で全国に109水系ある、「二級水系」は一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるもので全国に2711水系あり、「単独水系」というのは、一級水系、二級水系以外の水系のこと。

河川は大きく、一級河川・二級河川・準用河川・普通河川に分けられていて、2017年時点では、一級河川の数14,065本、二級河川は7,081本、準用河川は14,332本が指定されている。

「川」と言えば一般的には一級河川・二級河川・準用河川のことを指すため、日本にある川の数35,478本ということになる。

「一級河川」は、一級水系に係る河川で国土交通大臣が指定したものと定義されており、特に重要な区間は国が、それ以外は都道府県又は政令指定都市に管理を委託している。

「二級河川」は、二級水系に係る河川で都道府県知事が指定したものと定義されており、管理は都道府県が行うが、一定の区間を指定して政令指定都市に対し河川管理を委任することができるとなっている、ちなみに沖縄の川は全て二級河川に指定されている。

「準用河川」は、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものと定義されており、市町村が管理している。

「普通河川」は、一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川と定義されており、他の河川と違って河川法は適用されない、市町村が条例などで河川範囲を指定し管理している。